学童クラブ利用案内
中野区立（公設民営）学童クラブ利用者募集要項
令和９年度利用申請用

○ 民間(民設民営)学童クラブは各学童クラブに直接お問い合わせください。【２７ページ参照】
○ 申請内容の変更について申告がなかった場合や、虚偽の申請があった場合は、利用を辞退していただくことがあります。

一括受付期間（４月中に利用開始を希望する方が対象）

	受付期間	受付場所及び受付時間
第１期申請受付	令和８年１１月１３日(金)から 令和８年１２月１１日(金)まで ※電子申請は１２月７日(月)まで	○電子申請 第１期申請受付は、 令和８年１２月７日(月)１７時まで ○区役所７階窓口(土、日、祝日を除く) 【月～金】８時３０分～１７時 ○区立学童クラブ(日、祝日を除く) 【月～金】１０時～１８時３０分 【土】８時３０分～１７時３０分
第１期審査結果通知	令和９年１月２９日(金)頃	
第２期申請受付 (定員に空きがある学童クラブのみ)	令和９年１月３０日(土)から 令和９年２月１０日(水)まで	
第２期審査結果通知	令和９年２月下旬頃	

電子申請はこちら

電子申請	第１期申請受付 URL:https://logoform.jp/form/Trw5/1777166	令和８年１１月１３日(金)８時３０分から 令和８年１２月７日(月)１７時まで
	第２期申請受付 URL:https://logoform.jp/form/Trw5/1777172	令和９年１月３０日(土)８時３０分から 令和９年２月１０日(水)１７時まで
	上記以外 URL: https://logoform.jp/form/Trw5/1777175	令和９年３月１日(月)８時３０分から

お問い合わせ先

中野区 子ども教育部 育成活動推進課 学童クラブ事業係
電話：０３－３２２８－８８８４
電子メール：tiikikodomotyousei@city.tokyo-nakano.lg.jp

学童クラブ案内ＨＰ

目次

Ⅰ学童クラブとは 1
Ⅱ保育料等について 3
Ⅲ利用要件、指数等について 4
Ⅳ利用申請の流れについて 12
Ⅴ申請書類について 17
Ⅵ学童クラブ利用開始後について 21
Ⅶ学童クラブＱ＆Ａ 22
令和９年度　区立（公設民営）学童クラブ 24
Ⅷ民間（民設民営）学童クラブについて 25
令和９年度　民間（民設民営）学童クラブ 27
学童クラブ以外の放課後の居場所、過ごし方 29

学童クラブ利用案内の令和９年度の主な変更点

○ 住民税の申告方法について記載しました。【３ページ参照】
○ 産休・育休中の学童クラブ利用について取扱いを変更しました。【８ページ参照】
○ 利用基準指数が同点の場合の判定方法について変更しました。【１１ページ参照】
○ 民間(民設民営)学童クラブについて、特色や申請時期をまとめました。【２５ページ参照】
○ 提出書類の様式を一部変更しました。

大和学童クラブの運営場所について

大和学童クラブは、大和西児童館の改修に伴い若宮児童館(中野区若宮３-５４-７)内で運営していますが、工事の完了に伴い、令和９年７月２０日から大和西児童館内(中野区大和町４-１４-９)での運営を再開する予定です。

電子申請についての注意事項

○ 電子申請を行うためにはアカウント登録が必要です。表紙の二次元コードから登録手続きを行い、申請をしてください。
○ 申請書類を確認し、不備があった場合のみ後日登録メールアドレスに【補正依頼】のタイトルで修正依頼メールを送信します。申請期間内に修正等ご対応ください。不備がない場合は連絡しません。
○ 第１期申請受付期間は窓口での受付期間より期間が短くなりますのでご注意ください。
○ 複数の利用児童がいる場合は、利用児童ごとに申請を行う必要があります。
○ 民間(民設民営)学童クラブは電子申請できません。直接学童クラブにお問い合わせください。

Ⅰ　学童クラブとは

1　学童クラブの概要

学童クラブは、児童福祉法に定める放課後児童健全育成事業として、保護者の就労等の理由により放課後に適切な保護を受けられない児童を対象とした、遊びや生活の場です。学童クラブでの生活は放課後から始まり、家庭以外の一日の大半を過ごす保育園や幼稚園での生活と大きく異なります。また、保護者の就労時間等だけでなく、学年や生活状況によっても利用時間や必要度が違います。学童クラブは、幼少期の保育とは異なり、遊びや活動等を通じて自主性や社会性等を培い、子どもたち一人ひとりが放課後に自立した生活を送る力を身に付けることを目指し、家庭と協力して支援を行います。

2　利用期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで

利用は１年毎の申請(年度単位の利用)となります。現在利用している方も、引き続き翌年度の利用を希望する場合は改めて申請する必要があります。受け入れ人数に空きがある場合は、年度途中からの利用や夏休み等の短期(１か月以上)利用もできます。冬、春休みだけの利用はできません。

3　学童クラブ開設日、お休み

（１）開設日時

区分	時間
月曜日から金曜日まで	放課後から１９時まで
土曜日、学校休業日	７時３０分から１９時まで

※ 学校休業日は夏休み等の長期休業日、行事振替日等

※ １８時を超えて帰る場合は、保護者または大人の代理人(高校生以上)の方のお迎えが必要です。

※ ７時３０分から８時に利用する場合は当該時間が保護に欠けていることを要件とし、登室には保護者の付き添いが必要です。利用にあたっては事前に日程や８時前に利用が必要な状況等を確認させていただきます。

（２）学童クラブがお休みとなる日

日曜日、祝日、１２月２９日から１月３日まで、その他区長が必要と認めた日



4　定員

令和９年度の学童クラブの定員は２４、２７ページの学童クラブ一覧をご覧ください。

5　学童クラブへの行き帰りについて

○学童クラブは、お子さんによる登室を原則としていますが、利用時間が１８時を超える場合は、保護者または大人の代理人(高校生以上)の方のお迎えが必要です。

○学校から自宅や塾、習い事等に行ってから学童クラブを利用することはできません。

○障害等のため行き帰りに介助が必要な場合は、保護者の責任で介助者を付ける必要があります。なお、区では障害等があるお子さんに対し、自宅、学校、学童クラブ相互間への移動介助を支援する通学等支援事業(移動支援)を実施しています。ご案内のチラシが区役所及び学童クラブにありますので､必要な場合は各所にお申し出ください。事業の内容については、中野区障害福祉課障害者支援係(０３－３２２８－８７０６)にお問い合わせください。

6　おやつ、食物アレルギー等について

学童クラブでは、利用時間内におやつや補食を提供します。食物アレルギーのあるお子さんについては、申請の際に、医師の診断内容を利用申請書にご記入ください。利用決定後、個別に状況をお聞きします。また、学校に提出した「学校生活管理指導表(食物アレルギー疾患用)」の写しを提出していただくことがあります。なお、食物アレルギーの内容によっては安全確保の観点からおやつや補食を提供できない場合があります。

7　お弁当について

学校休業日や土曜日等学校給食がない日は、お弁当が必要です。お弁当の詳細については各学童クラブにお問い合わせください。

8　外出について

学童クラブでは登室後の外出を認めていません。通院や、塾、習い事等に通う場合は退室になり、再び学童クラブを利用することはできません。

9　学童クラブ以外の放課後の居場所について

放課後の居場所は、学童クラブのほか、児童館やキッズ・プラザ等もあります。

放課後は子どもの意思で過ごす時間です。お住まいの地域にある放課後の居場所を親子で確認し、お子さんの希望や自立度、学年や状況に合わせて、お子さん自身が過ごしたい場所や過ごし方を主体的に選択できるようにしましょう。詳しくは２９ページをご覧ください。

Ⅱ　保育料等について

1　保育料

月額５，６００円(児童１人につき)

2　納付方法

保育料のお支払いは、原則として口座振替となります(各月末引落。月末が土曜日、日曜日、祝日の場合は金融機関の翌営業日)。「学童クラブ利用承認通知書」と一緒に口座振替の案内をお送りしますので、口座振替の手続きを行ってください。

3　減額、免除（減免）について

	対象	内容
1	学童クラブ利用児童が複数いる世帯※1	２人目以降　保育料月額２，８００円
2	生活保護受給世帯 令和８年度住民税非課税世帯※2 令和８年度就学援助受給世帯※3	保育料免除
3	「学童クラブ利用休止届」を提出し、１日も利用しなかった月	保育料免除
4	アレルギー等により、学童クラブが用意するおやつを食べることができない児童	保育料月額４，０００円
5	上記１かつ４に該当する児童	保育料月額２，０００円

※1　減額の対象となる学童クラブは、区内・外、公設・民設を問わず、放課後児童健全育成事業に規定されている放課後児童クラブ(中野区では学童クラブ)です。

※2　「住民税非課税世帯」で、令和８年１月１日から引き続き中野区に居住されている世帯については「非課税証明書」の提出の必要はありませんが、住民税の申告が必要な方は必ず期日までにお済ませください。なお、住民税の申告は、マイナンバーカードをお持ちの方であれば電子申告をご利用いただけます。詳細は下記二次元コードをご確認ください。
税の申告については区役所税務課または税務署にお尋ねください。

電子申告ＨＰ ▶

※3　「就学援助」とは小、中学校に通うお子さんがいる家庭に対して、家庭の事情に応じて援助を行う制度です。４月に学校から申請書が配布され、６月下旬に就学援助の可否が決定されます。就学援助の手続きについては、各小学校から配布される「就学援助のお知らせ」をご参照ください。なお、新１年生で、新入学学用品費の就学援助の支給が３月３１日までに決定している場合は、４月から６月分までの保育料が免除となります。

４　保育料の決定

学童クラブの利用が決定した児童を対象に、区が所有する情報に基づき保育料を決定します。４月から６月分までは前年度の情報により決定します。保育料は４月中旬に決定し保護者へ通知します。６月の住民税及び就学援助の認定状況を確認し、変更が生じる場合は改めて通知します。

５　保育料の滞納

学童クラブ保育料を３か月分以上滞納している場合は利用辞退となります。申請時に３か月以上滞納している場合も利用要件に該当しないため申請できません。

６　令和８年１月２日以降に中野区に転入された世帯の方

令和９年４月から６月分までの保育料決定のために、世帯全員が住民税非課税もしくは就学援助を受給している場合は以下の書類をご提出ください。両方に該当する世帯は、いずれか一方をご提出ください。

（１） 住民税非課税世帯

前住所地発行の「令和８年度(令和７年分)住民税課税証明書(非課税証明書)」世帯全員分

（２） 就学援助受給世帯

前住所地の教育委員会からの決定通知等

※令和８年度に中野区立(公設民営)学童クラブを利用している場合は提出の必要はありません。

※令和９年７月以降の保育料については別途ご案内します。

Ⅲ　利用要件、指数等について

１　利用要件

○ 学童クラブを利用できる要件は、後述の「２ 利用できる児童」と「３ 保護者の状況及び基準指数」のいずれにも該当し、放課後１時間３０分以上(１、２年生は１６時以降、３年生は１６時４５分以降)適切な保護を必要とする日が、常態(概ね１か月間は同じ状態)として週３日以上(４週で１２日以上)ある場合です。

○ 放課後等デイサービスと学童クラブを併用する場合は、週２日以上(４週で８日以上)とします。

○ 土曜日及び長期休業日の利用は、７時３０分以降４時間以上保護を必要とする場合とします。

○ 定期的な習い事や塾等があり、保護を必要とする日に学童クラブを常態として欠席する場合は、「保護を必要とする日数」には含みません。

○ １、２年生は１６時前、３年生以上は１６時４５分前に早退する場合は「欠席」と同じ取扱いとし、「保護を必要とする日数」には含みません。

○ 保護者のいずれか一方が休みの日は、保護を必要とする日に当たりません。

○ １、２年生は１６時から１６時３０分前、３年生以上は１６時４５分から１７時１５分前に早退する場合は、１日の早退につき調整指数が－１となります。なお、この時間内に保護者の勤務等が終了する場合は早退として取扱いません。【９ページ参照】

○ 学校の課外授業や行事、急な病気や怪我、それに伴う通院等の健康上の理由、家庭事情による急用等の欠席、早退は除きます。

区分		放課後の起点とする時間	欠席とする時間	早退とする時間
月曜日から金曜日まで	１、２年生	１４時３０分	１６時００分前	１６時３０分前
	３年生以上	１５時１５分	１６時４５分前	１７時１５分前

土曜日 学校休業日	全学年	利用要件	早退とする時間
		７時３０分以降４時間以上保護を必要とする場合	７時３０分以降４時間３０分未満

２　利用できる児童

学童クラブを利用できる児童は、以下に掲げる要件をすべて満たす児童です。

（１）住所

中野区内に住所を有する児童(中野区に住民票があり、実際に居住していること。ただし、学童クラブを利用している年度の途中で区外へ転居した場合は、その年度に限り利用を継続できます。)

（２）学年

小学校１年生から６年生まで。ただし４年生から６年生までは、日常的に支援や保護を必要とする児童。

※日常的に支援や保護を必要とする児童とは、以下のいずれかに当てはまる児童のことです。

ア　身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されているか、特別支援学級、特別支援学校へ通所している児童(当てはまる場合は調整指数の特別支援児童に該当します)。

イ　発達について病院等で診断を受けており、自己管理が難しく、放課後自立した生活が困難と判断される児童。

ウ　施設等に通所または相談をしており、自己管理が難しく、放課後自立した生活が困難と判断される児童。

※インターナショナルスクールに通学している児童については、学年の考え方が異なる場合があります。詳しくは学童クラブ事業係(０３－３２２８－８８８４)までお問い合わせください。



3　保護者の状況及び基準指数

第１期、第２期ともに申請受付期間内に申請があり、かつ利用要件に該当する児童が定員を超えた場合は、利用基準指数（基準指数と調整指数を合算したもの）の高い順に、定員まで利用承認を行います。



基準指数（各保護者の状況）			指数
類　型		細　　目	
就労 （月曜日から土曜日までの就労状況）		勤務終了後直ちに帰宅した時間（居宅内就労は勤務終了時間）が１８時以降である日が週３日以上あることを常態とする場合	２０
		勤務終了後直ちに帰宅した時間（居宅内就労は勤務終了時間）が１７時から１８時前である日が週３日以上あることを常態とする場合	１８
		勤務終了後直ちに帰宅した時間（居宅内就労は勤務終了時間）が１６時から１７時前である日が週３日以上あることを常態とする場合 ※利用要件より、３年生の保護者は１６時４５分以降である必要がある。	１６
就学または就労のための技能習得		類型「就労」の日数、時間（居宅内の場合は、就学等が終了した時間）の細目を準用する。	就労に準ずる
疾病	入院	１か月以上の長期入院の場合	２０
	自宅療養	医師から安静療養を指示されている等の理由で日中の大半を病床で過ごし（常時病臥状態）、放課後児童の保護に当たることが相当の負担になる場合	１８
		上記以外で適切な保護を行えない場合（理由明記）	１２
障害 （身体障害者手帳４級以上、愛の手帳４度以上、精神障害者保健福祉手帳３級以上を交付されており、常態として児童の保護に当たれない状況にあること。具体的内容については、申出書を提出する。）		身体障害者手帳１・２級、愛の手帳１・２・３度または精神障害者保健福祉手帳１・２級の場合	２０
		身体障害者手帳３級、愛の手帳４度または精神障害者保健福祉手帳３級の場合	１６
		身体障害者手帳４級の場合	１２
看護・介護等（親族等の看護・介護のため常態として児童の保護に当たれない状況にあること。）	居宅外	類型「就労」の日数、時間の細目を準用する。	就労に準ずる
	居宅内	類型「就労」の日数、時間の細目（看護・介護等の時間とする）を準用し、指数は「就労」の指数から４点減算する。	１２ ～１６
求職		放課後適切な保護ができない日が週３日以上あることを常態とする場合	１２
育休			１０
不存在、単身赴任			２０
両親の不存在等により親族等が養育している場合は養育者の状況等を上記に適用			
上記以外で保護が特例的に必要と認められる場合、上記のいずれかの適切な基準を適用			

４　基準指数に関する個別要件について

（１）共通事項

○ 保護者それぞれに指数を付けます。１人で２項目以上に該当する場合は、指数が高い項目を適用します。両親が不存在の場合は、養育者の就労状況等により判定します。

○ 通勤時間は保護者の状況が「就労」「就学」「看護・介護」の場合において、自宅と就労等場所（職場、学校、看護先等）との間の移動に要する時間であり、自宅と就労等場所との直行経路による時間です。保育園の送迎や買い物を含めることはできません。通勤時間の記載がない場合は、必要に応じて区で再計算する場合があります。

（２）就労について

○ 就労等の時間は、勤務終了時間に時間外労働時間及び通勤時間を加えて判定します。ただし、勤務の全日が在宅である場合は通勤時間を加味しません。

○ 就労先が複数ある場合は、就労状況を合算して審査します。

○ 時間外労働時間は法定内残業を含みます。時間外労働時間は、直近３か月の実績を基に１日当たりの平均時間を算出し、就労等の時間として算定します。ただし、就労証明書上の規定枠内に記載がない場合、時間外労働時間は就労等の時間に計上できません。

○ 変則就労の場合は、主な勤務時間帯を基に判定します。一番遅い勤務時間帯を採用するものではありません。

○ 夜間就労の場合は、帰宅後睡眠休息等就労に必要な時間をとるものと仮定して、就労等の終了時間（通勤時間を含む）から９時間を加えた時間を就労等の終了時間とみなします。

○ 単身赴任の場合も、基準指数の判定のために就労証明書の提出が必要です。

（３）休職について

○ 休職は利用要件に当てはまらないため利用できません。ただし、休職の理由が「就学」「疾病」「看護・介護」等であれば当該要件として申請できます。

（４）離職、求職について

○ 求職要件での利用期間は年１回、１か月までとします。

○ 学童クラブ利用中に離職した場合は、離職した月の翌月初日から１か月間に限り、求職要件で利用できます。離職した月は継続して利用できますが、この１か月には含みません。

例：６月１５日に離職した場合、６月中は継続して利用でき、７月１日から７月３１日まで求職要件で利用できます。

○ 利用期間内に就労先が決まった場合は、学童クラブ申請事項変更届【２１ページ参照】及び就労証明書を提出してください。

○ 利用期間終了までに就労先が決まらず、就労証明書の提出がない場合は利用辞退となります。

（５）産休、育休について

○就労中で産前産後休暇取得中は、引き続き学童クラブを利用できます。

○育児休業取得中は、原則利用できません。ただし、「利用待機」がいない学童クラブに限り、利用を認めます。

○育児休業取得中の利用申請は、令和９年３月１０日以降受け付けます。利用期間は、父母のいずれかが育児休業を取得している場合で、当該育児休業に係る子どもが１歳に達する日の属する年度末までとします。両親ともに育児休業を取得している場合は、申請できません。

○年度途中で育児休業に入られた場合、「利用待機」がいる学童クラブについては、育児休業開始月の末日まで利用できます。「利用待機」がいない学童クラブについては、育児休業要件へ変更のうえ継続利用できます。

○要件変更後に「利用待機」が出た場合は、その月の末日をもって辞退となります。

○育児休業中で、５月１日までに職場復帰する場合は、第１期及び第２期申請受付期間に申請できます。利用が決定された場合は、４月１日からの利用が可能です。

○就労証明書に、復職した場合の勤務日や時間、育児休業期間と復職予定日を明記してもらってください。復職後は、復職日が確認できる「復職証明書」を速やかに（復職後１か月を目安に）提出してください。提出されない場合は、利用辞退していただく場合があります。

○民間学童クラブについては取り扱いが異なります。詳細は２５ページをご確認ください。

（６）放課後等デイサービスの利用について

○日常的に支援や保護を必要とする児童が生活能力向上のため、放課後等デイサービスと学童クラブを併用する場合は、療育等を継続的に受けられるよう配慮し、適切な保護を必要とする日のうち「週２日以上、４週で８日以上」の利用を要件とします。

○放課後等デイサービスと学童クラブを併用する場合は、「受給者証（写し）」を提出してください。

○放課後等デイサービスと学童クラブの併用は可能ですが、放課後等デイサービス利用後に学童クラブを利用することはできません。



５　調整指数

<table>
<tr><th colspan="3">条件</th><th>調整指数</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="5">保護を必要とする日数による調整</td><td colspan="2">月曜から土曜の間に週６日の場合</td><td>＋２</td><td rowspan="5">１、２年生は１６時前、３年生は１６時４５分前に早退する場合は「欠席」と同じ取扱いとし、保護を必要とする日数に含めない。
※１　週２日利用での申請は放課後等デイサービス利用者のみ
※２　この時間内に保護者の勤務等の時間が終了する場合は早退にならない。</td></tr>
<tr><td colspan="2">月曜から土曜の間に週５日の場合</td><td>０</td></tr>
<tr><td colspan="2">月曜から土曜の間に週４日の場合</td><td>－２</td></tr>
<tr><td colspan="2">月曜から土曜の間に週３日の場合</td><td>－４</td></tr>
<tr><td colspan="2">月曜から土曜の間に週２日の場合※1</td><td>－５</td></tr>
<tr><td>早退による調整</td><td colspan="2">１、２年生は１６時３０分前、３年生は１７時１５分前に早退する場合（１日の早退につき－１）※2</td><td>－１</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">世帯の状況による調整</td><td rowspan="2">ひとり親家庭の場合</td><td>１、２年生</td><td>＋４</td><td rowspan="2">単身赴任、離婚調停中、行方不明、配偶者の虐待による避難の場合を含む。</td></tr>
<tr><td>３年生以上</td><td>＋２</td></tr>
<tr><td colspan="2">両親の不存在等により親族等が養育している場合</td><td>＋４</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">学年による調整</td><td colspan="2">１年生</td><td>＋２</td><td rowspan="4">日常的に支援や保護を必要とする児童※3、医療的ケア児については、マイナス調整は行わない。</td></tr>
<tr><td colspan="2">２年生</td><td>－２</td></tr>
<tr><td colspan="2">３年生</td><td>－４</td></tr>
<tr><td colspan="2">４年生から６年生まで</td><td>０</td></tr>
<tr><td>特別支援児童</td><td colspan="2">各学年共通</td><td>＋２</td><td>身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されているか、特別支援学級、特別支援学校へ通所している。</td></tr>
<tr><td>医療的ケア児</td><td colspan="2">各学年共通</td><td>＋２</td><td>Ｖ４（１）実施できる医療的ケア【２０ページ参照】に該当する場合</td></tr>
<tr><td colspan="3">学童クラブ保育料を２か月分以上滞納している場合
（兄弟姉妹に係る保育料を滞納している場合を含む）</td><td>－６</td><td>審査時の納付状況による。</td></tr>
</table>

※３　発達について病院で診断を受けている、または施設等に通所や相談をしており、自己管理が難しく放課後自立した生活が困難と判断される場合は、学年によるマイナス調整を行いません。

障害等により日常的に支援や保護を必要とする児童については、区立学童クラブ利用申請書の「児童の状況について」⑥欄にご記入ください。必要に応じて、保護者や関係施設等に状況を確認させていただくことがあります。また、小学校へ就学支援シートを提出している場合は、その写しを学童クラブへ直接、速やかにご提出いただくようご協力をお願いいたします。また、障害の内容や施設の状況によっては、希望する学童クラブの利用について相談させていただく場合もあります。

６　「保護の必要な日」と「利用日数」の考え方

○ 保護者の勤務等が重なっている日が「保護を必要とする日」となり、それが月曜日から土曜日までで週３日以上あることが要件です。日曜日は数えません。

【例１】保護の必要な日が週３日で利用対象となりますが、調整指数は「－４」となります。

			月	火	水	木	金	土	日
保護者の就労等	父	週5日勤務	休	勤務	勤務	休	勤務	勤務	~~勤務~~
	母	週5日勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	休	~~休~~
保護を必要とする日の判定			当たらない	○	○	当たらない	○	当たらない	

【例２】火曜日の母の就労等終了時間に睡眠休息等の９時間を加えた時間が１５：１５となり、保護を必要とする日に当たらないため、保護を必要とする日が週２日となり利用対象となりません。

			月	火	水	木	金	土	日
保護者の就労等	父	シフト勤務	18:00まで	17:15まで	16:15～	6:15まで	休	18:00まで	~~17:15まで~~
	母	シフト勤務	16:15～	6:15まで	休	17:15まで	17:15まで	17:15～	~~休~~
保護を必要とする日の判定			○	当たらない	当たらない	当たらない	当たらない	○	

○ 保護を必要とする日の利用日数が週３日以上あることが要件で、定期的な習い事や塾等に行っている場合は差し引いて換算します。早退については４、５ページをご覧ください。

【例３】保護者の勤務等による保護を必要とする日が週３日以上あるので利用対象となります。ただし、塾で欠席する日が１日あり「保護を必要とする日数による調整」の週３日に該当するため調整指数「－４」となります。

	月	火	水	木	金	土
保護を必要とする日	当たらない	○	○	○	○	当たらない
児童の状況		利用	利用	利用	~~塾で欠席~~	

【例４】保護を必要とする日が週３日以上ありますが、１６時１５分の早退が１日あります。１、２年生の場合は早退による調整で「－１」、欠席２日で「保護を必要とする日数による調整」が週３日で「－４」の合計「－５」となります。３年生の場合は、利用要件の１６時４５分前に帰宅する月曜日は欠席の取扱いとなります。そのため利用日数が週２日となり、利用対象となりません。

	月	火	水	木	金	土
保護を必要とする日	○	○	○	○	○	当たらない
児童の状況	16 時15分早退	利用	~~塾で欠席~~	利用	~~塾で欠席~~	

7　利用の審査、順位について

（１）利用の決定

４ページの「Ⅲ 利用要件、指数等について」の要件に該当するかどうかを審査し、利用を決定します。

（２）定員を超えた場合の利用の決定方法

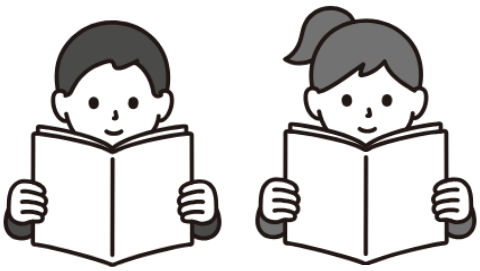
ア　利用基準指数が同点の児童が複数いる場合は、児童の保護の必要性を総合的に勘案し、以下の表の判定方法により順位を決定します。定員を超えた順位の方は「利用待機※」となります。

イ　３月１日以降に申請した場合は、上記アにより決定した最終の待機順位の次の順位となります。この場合は、先着順で待機順位が決まります。

※「利用待機」とは、申請者数が定員を超えたため、利用開始希望日から利用できず、利用開始までお待ちいただく状況をいいます。年度途中で利用辞退者が出る等、定員に空きが生じたら、学童クラブ利用待機通知書の「その他欄」に記載された待機順位の上位者から順に、利用開始可能のご案内をします。

【利用基準指数が同点の場合の利用児童の判定方法】

判定順	調整要件
1	日常的に支援や保護を必要とする児童、医療的ケア児
2	学年の低い児童
3	両親不存在、ひとり親世帯の児童
4	４週間あたりの利用時間数の多い児童
5	４週間あたりの利用日数の多い児童
6	保護の必要な日のうち判定条件にあたる就労等の時間の４週間あたりの総時間数(保護者のうち時間の短い方)の多い児童
7	保護者の在宅勤務日数の少ない児童
8	その他



Ⅳ　利用申請の流れについて

1　利用申請手続きについて

○ 利用申請は、年度ごとに必要です。新学年での継続利用を希望する場合も改めて申請手続きをしてください。

○ 同時に区内の２つ以上の学童クラブに申請することはできません。

例：区立学童クラブと区立学童クラブ、区立学童クラブと民間(民設民営)学童クラブ等

2　一括申請受付期間、受付場所等

（１） 受付期間等

利用案内等配布	令和８年１０月３１日(土)から※ホームページ(データ)は８時から公開します。 紙書類配布場所：中野区役所７階育成活動推進課及び各学童クラブ
第１期申請受付	令和８年１１月１３日(金)から令和８年１２月１１日(金)まで ※電子申請は１２月７日(月)まで
第２期申請受付	令和９年１月３０日(土)から令和９年２月１０日(水)まで 第２期申請は受け入れ人数に空きがある学童クラブのみ受け付けます。
上記期間以外の受付	令和９年３月１日(月)から　※育児休業中の利用は令和９年３月１０日(水)から

（２） 受付場所、時間

受付場所		受付時間
電子申請	第１期申請受付 URL:https://logoform.jp/form/Trw5/1777166	令和８年１１月１３日(金)８時３０分から 令和８年１２月７日(月)１７時まで
	第２期申請受付 URL:https://logoform.jp/form/Trw5/1777172	令和９年１月３０日(土)８時３０分から 令和９年２月１０日(水)１７時まで
	上記以外　URL:https://logoform.jp/form/Trw5/1777175	令和９年３月１日(月)８時３０分から
中野区役所７階窓口(土曜日、日曜日、祝日を除く)		【月から金まで】８時３０分から１７時まで
区立学童クラブ (日曜日、祝日を除く)		【月から金まで】１０時から１８時３０分まで 【土】８時３０分から１７時３０分まで

（３） 留意点

○ 一括申請受付期間は、４月中に利用開始を希望する方が対象です。第１期、第２期申請受付は先着順ではありません。

○ 電子申請の第１期申請受付期間は、窓口受付期間より短くなりますのでご注意ください。

○ 窓口及び電子申請ともに、提出書類に不足がある場合や書類の内容に不備がある場合は受付できません。余裕をもって受付期間内にご提出ください。窓口での提出時は書類の確認のためにお時間をいただきますのでご了承ください。

○ メール及びＦＡＸで書類を受け付けることはできません。

○ 転入予定の方で、遠方にお住まい等で電子申請の利用や直接提出が困難な場合は、１２月７日(月)まで(当日消印有効)に中野区役所子ども教育部育成活動推進課宛にお送りください。

３　申請の流れ

１０月３１日(土)から学童クラブ利用案内、利用申請書類を中野区役所７階育成活動推進課及び各学童クラブで配布します。各書類は中野区ホームページからもダウンロードできます。

時系列

１０月３１日(土)

学童クラブ利用案内配布※ホームページは８時から公開します。
URL:https://x.gd/lNwvj

１１月１３日(金)
～
１２月１１日(金)

第１期申請



１月２９日(金)頃

利用可能になった場合

利用待機になった場合

「学童クラブ利用承認通知書」を郵送します。

「学童クラブ利用待機通知書」を郵送します。

１月３０日(土)
～
２月１０日(水)

※内容変更は２月６日(土)まで

利用申請書「第１希望の学童クラブが利用できなかった場合」の選択内容により手続きが異なります。

申請書に第２希望の学童クラブを記入した場合

申請書の記入内容を変更したい場合

申請書の「待機する」を選択した場合

記入内容の変更は
２月６日(土)までに第１希望の学童クラブに連絡してください。

「第１希望の学童クラブで待機する」の選択を変更して空きのある学童クラブの利用を希望する場合

第２希望学童クラブを変更して他の空きのある学童クラブの利用を希望する場合

「第２希望の学童クラブの利用を希望する」の選択を変更して「第１希望学童クラブで待機する」の場合

区から第２希望の学童クラブに書類を送付します。

２月下旬

第２希望に利用可能になった場合

第２希望が利用不可になった場合

利用可能になるまで第１希望の学童クラブで待機となります。

「学童クラブ利用承認通知書」を送付します。

第１希望の学童クラブで待機となります。

利用可能になった段階で学童クラブからご連絡しますので、キッズ・プラザや児童館等を利用しつつお待ちください。

４　第１期申請【１１月１３日（金）から１２月１１日（金）まで】

（１）申請

○ １０月３１日(土)から学童クラブ利用案内、利用申請書類を中野区役所７階育成活動推進課及び各学童クラブで配布します。各書類は中野区ホームページからもダウンロードできます。

○ 保護者の状況によりご用意いただく書類が異なります。申請書類については１７ページ「Ⅴ 申請書類について」をご確認いただき、必要書類をすべてご用意のうえお申し込みください。申請は先着順ではありません。書類に不備がある場合は受け付けできません。

○ 同時に区内の２つ以上の学童クラブに申請することはできません。

○ 申請書類はコピーを取る等して、申請内容を控えておくことをおすすめします。

（２）調査、確認

利用を希望する学童クラブや育成活動推進課から、保護者、保護者の職場へ電話での内容確認や追加資料の提出をお願いする場合があります。

（３）審査

４ページ「Ⅲ 利用要件、指数等について」に基づいて審査を行い、利用基準指数の高い順に各学童クラブの定員数まで利用を決定します。申請数が定員を超えている場合、定員を超えた順位の方は利用待機となります。

（４）審査結果通知(１月２９日(金)頃)

審査結果を郵送で通知します。必ず開封して内容をご確認ください。

ア　４月１日から利用できる場合

「学童クラブ利用承認通知書」を郵送します。利用承認期間が記載されていますのでご確認ください。新規利用の方には、２月から３月に学童クラブで実施する利用説明会のご案内を同封していますのでご確認ください。説明会への参加にあたり、手話通訳等をご希望される場合は学童クラブまでお申し出ください。

イ　利用待機となった場合

「学童クラブ利用待機通知書」を郵送します。その他欄に待機順位を記載していますので、ご確認ください。次の手続きについては「５ 第１期申請で「利用待機」となった場合」をご覧ください。

５　第１期申請で「利用待機」となった場合

利用申請書「第１希望の学童クラブが利用できなかった場合」の選択内容により、その後の手続きが異なります。利用申請書に記入した内容を忘れないようにご注意ください。

（１） 申請書に「第２希望の学童クラブの利用を希望する」を選択した場合

区から第２希望の学童クラブに申請書類を送付します。

（２） 申請書に「第１希望の学童クラブが利用できるまで待機する」を選択した場合

利用可能になった段階で学童クラブからご連絡します。

（３）「第１希望の学童クラブが利用できなかった場合」の選択内容を変更したい場合

２月６日(土)までに第１希望の学童クラブに連絡してください。

ア　「第１希望の学童クラブが利用できるまで待機する」に変更する場合

利用可能になった段階で学童クラブからご連絡します。

イ　空きのある学童クラブの利用を希望する場合

区から第２希望の学童クラブに申請書類を送付します。なお、第１期申請で待機となった方のうち、利用申請書に第２希望の学童クラブを記入し、かつ第２希望を変更していない方を優先します。

※(１)及び(３)は第１期申請で決定した利用待機順位は維持したまま手続を行います。

（４）第２期審査結果通知(２月下旬から３月上旬まで)

ア　第２希望の学童クラブの利用が決定した場合

第１希望が待機になり、第２希望の学童クラブに空きがある場合は、第２希望の学童クラブに利用決定となりますので「学童クラブ利用承認通知書」を郵送します。

※第２希望の学童クラブ利用が決定した場合は、第１希望の待機順位は取り消されます。

イ　第２希望の学童クラブが利用できない場合

「第２希望学童クラブ利用不可のお知らせ」を郵送します。第２希望の学童クラブが利用不可の場合は、第１希望学童クラブでの待機となります。

６　第２期申請で初めて申請する方【１月３０日（土）から２月１０日（水）まで】

（１）申請

○ 第１期申請期間で申請をせずに、４月中に学童クラブの利用を希望する方は、第２期申請期間で受け入れ人数に空きのある学童クラブのみ申請することができます。学童クラブの空き状況は１月２９日(金)に中野区ホームページに掲載します。

○ 第２期申請期間は先着順ではありませんが、第１期申請で待機となった方のうち、利用申請書に第２希望の学童クラブを記入し、かつ第２希望を変更しなかった方が優先となります。

○ 第２期申請期間では、申請書に第２希望の学童クラブを記載できません。

（２）調査、確認、審査

第１期申請時と同様です。

（３）審査結果通知

２月下旬までに審査結果を郵送で通知します。必ず開封して内容をご確認ください。

ア　４月１日から利用できる場合

「学童クラブ利用承認通知書」を郵送します。利用承認期間が記載されていますのでご確認ください。新規利用の方には、２月から３月に学童クラブで実施する利用説明会のご案内を同封していますのでご確認ください。説明会への参加にあたり、手話通訳等をご希望される場合は学童クラブまでお申し出ください。

イ　利用待機となった場合

「学童クラブ利用待機通知書」を郵送します。その他欄に待機順位が記載されていますので、ご確認ください。学童クラブの利用が可能になった段階で学童クラブからご連絡します。

7　求職要件で利用を希望する方及び第１期、第２期申請受付期間に申込みをしなかった方

３月１日(月)から先着順で申請を受け付けます。すでに定員に達している学童クラブにも申請できますが「利用待機」となります。申請前に希望の学童クラブにご相談ください。

8　育休要件で利用を希望する方

３月１０日(水)から先着順で申請を受け付けます。定員に空きのある学童クラブのみの申請となります。また、一度利用が決定した後も「利用待機」が出た場合は、その月の末日をもって利用辞退となります。

9　指定校の変更に伴う手続きについて

指定校変更申立の結果が不明な段階で学童クラブへ申請する際は、指定校変更先の学童クラブを第１希望にご記入ください。指定校変更の結果によって第１希望の学童クラブを変更する場合は、速やかに学童クラブ事業係(０３－３２２８－８８８４)にご連絡ください。

例：みなみの小学校の校区から南台小学校の校区に指定校変更申し立てを行う場合には、利用申請書内【第１希望】欄に【南台学童クラブ】を、【現在、「指定校変更申立て」や「就学相談」をしており、結果により希望学童クラブを変更する予定がある。】欄に【みなみの学童クラブ】をご記入ください。

１０　５月１日以降の利用を希望する方

利用開始日の１か月前から先着順で申請を受け付けます。すでに定員に達している学童クラブにも申請できますが「利用待機」となります。申請前に希望の学童クラブにご相談ください。

１１　中野区に転入予定の方

中野区に転入予定の方で、令和９年４月３０日までに住民票を異動される場合は、第１期及び第２期申請受付期間も申請が可能です。１７、１８ページに記載の書類を揃えて提出してください。

V 申請書類について

1 申請に必要な書類

申請に必要な書類※ ＼ 保護者の状況		就労（固定）	就労（変則）	就労（自営等）	就学等	疾病	障害	看護等	求職	育休
1	申請に伴う提出書類確認書	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	区立学童クラブ利用申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	就労証明書	○	○	○						○
4	勤務実績表等		○							
5	就労等実績申出書			○				○		
6	その他証明書			○				○	○	
7	申出書※				○	○	○	○	○	○
8	在学証明書、カリキュラム等				○					
9	診断書（区様式）※					○				
10	障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し						○			

※申請に必要な書類は区ホームページからダウンロードできます。申出書及び診断書（区様式）は本利用案内には添付していません。必要な場合は区ホームページからダウンロードするか、お近くの各学童クラブ及び中野区役所７階育成活動推進課にお申し出ください。

【URL】
https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kurashi/denshishinsei/kodomo/gakusyu/r7gakudoriyo.html

（１） 区立学童クラブ利用申請書

○ 児童１人につき１部ご提出ください。

申請書に記載する退室予定時間は、勤務終了時間＋時間外労働時間＋通勤時間を上限とします。利用申請書記載の退室予定時刻は、欠席、早退及び同点判定に活用します。

（２） 就労証明書

○ 有効期間は原則３か月間です。勤務先に記入を依頼し、記入の際は記載要領をご確認ください。勤務実態について不明な点があるときは勤務先に問い合わせる場合があります。

○ 採用内定の場合も内定先に就労証明書を記入してもらいます。利用開始後状況が変更となる場合には再度提出してもらう場合があります。

○ 自営業、家族従業者等の方はご自身で記入していただき、（４）（５）の書類をご準備ください。

○ 単身赴任の方についても就労証明書は必要です。

○ 有期雇用の場合は更新が見込まれる場合のみ受理します。その際就労証明書の雇用期限が利用前年度３月３１日以前に終了している場合は４月以降新たに就労証明書を提出してもらいます。

（３） 勤務実績表等

○ 変則勤務、ローテーション勤務等の方は、直近３か月のシフト表、タイムカード(勤務実績表)のコピー(勤務時間の分かる書類)を添付してください。

（４） 就労等実績申出書

○ 就労(自営業、家族従業者、個人事業主等)の方は直近３か月の就労実態をご記入ください。

○ 看護、介護をしている方は直近３か月の状況を就労等実績申出書にご記入ください。

（５） その他証明書

○ 自営業、家族従業者、個人事業主等の方は、仕事の内容が証明できる書類の写しを添付してください。詳細は１９ページ「２ 自営、家族従業者、個人事業主の方へ」をご覧ください。

○ 看護、介護をしている方は、介護保険証、障害者手帳、愛の手帳、ケアプランの写し、診断書等状況が分かるものを添付してください。

○ 求職活動をしている方は、活動状況が分かる書類(ハローワークカードの写し、求人サイトや求人情報誌からの面接連絡メール、不採用通知)を添付してください。

（６） 申出書

○ ご自身でご記入ください。

（７） 在学証明書、カリキュラム等

○ 在学証明書、入学許可証明書等とカリキュラム(時間割)等の状況が分かるものを添付してください。利用開始後状況が変更となる場合には再度提出してもらう場合があります。

（８） 診断書(申請時の状況として児童の保護ができない旨の記載があるもの)

○ 区様式の診断書を添付してください。内容次第では医師に問い合わせることがあります。

（９） 障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し

○ 障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の写しを添付してください。診断書を添付していただく場合もあります。

（１０）その他

○ 書類はペンまたはボールペンでご記入ください。消せるボールペン、鉛筆は使用できません。間違えた場合は、二重線を引いて訂正してください。修正ペンは使わないでください。

○ 申請に必要な書類は、学童クラブ利用開始時の状況を記載してください。

○ 保護者双方それぞれの書類が必要です。事実婚、内縁、結婚予定で同居の方も含みます。１人で２項目以上に該当する場合は、すべての項目に係る書類をご提出ください。

○ ４月１日現在産休中の場合は、母子手帳の出産予定日の書かれたページの写しを添付してください。

○ 兄弟姉妹で申請する場合は、区立学童クラブ利用申請書以外は原本１部、他はコピーの提出でかまいません。

○ 令和９年４月末日までに中野区へ転入予定の方は、住所を証明する書類(賃貸借契約書の写しや転居先住所が記載された郵便物等)が必要です。

○ 離婚調停中の方は、離婚調停にかかる事件係属証明書、期日通知書の写し等が必要です。

2　自営、家族従業者、個人事業主の方へ

ご自身が就労の証明者になる場合には、「就労証明書」「就労等実績申出書」の提出と併せて、それを客観的に証明する書類を提出していただきます。

次表の中から、提出可能なものをひとつお選びいただき提出してください。

就労状況が確認できない場合は、追加で書類を提出してもらうことがあります。

○確定申告書の写し	○契約書の写し
○源泉徴収票の写し	○受注票の写し
○税務署に提出する個人事業の開業届の写し	○署名、日付が記載されている書籍等の写し
○営業許可証の写し	○給与明細書、報酬の記録の写し
○登記事項証明書の写し	○賃金台帳の写し
○履歴事項全部証明書の写し	○名刺　※名刺は他の提出書類と併せてのみ受理します。
○現在事項証明書の写し	○自分が作成した作品やＷＥＢページの写し
○保健所等が発行している飲食店営業許可証の写し	○営業上必要な材料等の仕入れ伝票の写し （３か月分、多くなる場合は各月２～３枚ずつ）
○お店を開業していることが分かるチラシ ホームページ等の写し	○相手方とやり取りが分かるメールの記録の写し （３か月分、多くなる場合は各月４～５枚ずつ）

3　変則勤務の方へ

勤務時間が固定された時間ではなく、週、月単位で労働時間を変更することができる、ローテーション等のシフト制、自身で勤務時間を調整することができる裁量労働制、フレックスタイム制等の場合は、変則勤務として直近３か月分の実績表をご提出ください。

ただし、企業・団体等として裁量労働制やフレックスタイム制等を採用している場合でも、申請者の勤務実態が固定就労の場合は、変則就労ではなく固定就労として就労証明書等をご準備ください。直近３か月分の実績も不要となります。

例：早番（８時～１６時）と遅番（１３時～２１時）が混在する場合は、変則就労となり、最も遅い勤務時間帯ではなく、直近３か月の勤務実績に基づき就労時間を判定します。

例：月曜・火曜・水曜勤務の週と、火曜・木曜・金曜・土曜の勤務の週が混在する場合も、変則就労となり、直近３か月の勤務実績に基づき保護を必要とする日数を判定します。

例：会社としてフレックスタイム制がとられているが、保護者自身は制度を活用しておらず、月曜日から金曜日まで、９時から１８時まで勤務している場合は固定就労となり、実績表の提出は不要となります。

４　医療的ケアが必要な児童について

学童クラブでは医療的ケアが必要な児童の受け入れを行います。学童クラブの利用要件を満たしたうえで医療的ケア事業の利用が認められた児童が対象です。医療的ケアが必要な場合は、学童クラブ事業係(０３－３２２８－８８８４)までご相談ください。

（１） 実施できる医療的ケア

○ 口腔内、鼻腔内または気管カニューレ内部の喀痰吸引及び排痰介助としての定時薬液の吸入
○ 気管切開の管理
○ 経管栄養(経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管または腸瘻によるものに限る。)
○ 皮下注射(インスリン注射に限る。)
○ 血糖測定
○ 導尿
○ その他、中野区長が必要と認める医療行為

（２） 申請に必要な書類(申請書類は区ホームページからダウンロードできます。)

○ 学童クラブ利用申請に必要な書類
○ 医療的ケア申請書及び同意書
○ 主治医の意見書

【URL】
https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kurashi/denshishinsei/kodomo/gakusyu/r7gakudoriyo.html

▲区 HP

（３） 医療的ケアを行う者

児童に対する医療的ケアは、実施学童クラブに配置される看護師が実施します。

（４） 医療的ケア事業の利用の決定

児童の医療的ケア事業の利用の可否については、区が開催する検討委員会での検討を踏まえ決定します。医療的ケア事業の利用を決定した場合は、保護者に「学童クラブ利用承認通知書」及び「医療的ケア事業実施決定通知書」により通知します。利用決定後は、主治医が作成した医療的ケア指示書を提出していただきます。

（５） 第１期申請期間終了後に申請する場合

○ 第１期申請期間終了後、医療的ケアが必要な児童の受け入れを行うのは、申請時点で学童クラブの定員に空きがある学童クラブです。
○ 医療的ケアを実施する看護師の配置には４か月程度の時間を要します。医療的ケアの実施は看護師の配置が出来次第となります。
○ 医療的ケアが必要な児童については、看護師の配置準備のため、入所希望の４か月前から申請を受け付けます。



Ⅵ　学童クラブ利用開始後について

1　年度途中の審査及び利用状況の確認について

○利用開始後、利用申請時に提出した書類の内容に変更が生じた場合や、申請時と異なる利用状況の場合は、直ちに利用している学童クラブに変更届と必要な証明書類を提出してください。保護を必要とする理由に変更があった場合は、利用要件を満たすかどうかの確認を行います。利用要件に該当しなくなった場合は、その月の末日をもって利用辞退となります。

○利用開始後に、塾に通う等の理由で常態として週３日以上の利用がない状況が１か月以上続く等、学童クラブの利用要件に該当しなくなった場合は、その月の末日をもって利用辞退となります。

2　利用辞退、利用休止、申請事項を変更するとき

学童クラブの利用を辞める場合、休止する場合、申請書に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出てください。届出用紙は区役所及び学童クラブにあります。

申請事項(住所、勤務先、勤務状況、利用日・時間等)に変更があったとき	「学童クラブ申請事項変更届」 電子申請　▶ 【URL】 https://logoform.jp/form/Trw5/521657
学童クラブの利用・待機を辞めるとき、休止するとき（休止届は、１日も学童クラブを利用しない月の前月末日までにご提出ください。休止は、最長２か月までです。）	「学童クラブ利用又は待機の辞退・休止届」 電子申請　▶ 【URL】 https://logoform.jp/form/Trw5/515929



Ⅶ　学童クラブＱ＆Ａ

１ 学童クラブについて

Ｑ１　学童クラブの見学はできますか。

Ａ１　開設時間内であれば見学できます。あらかじめ学童クラブにご連絡ください。

Ｑ２　送り迎えは必要ですか。【２ページ参照】

Ａ２　１８時までに帰宅する場合は、お迎えの必要はありません。学童クラブの利用を開始する前にお子さんと一緒に経路や危険な場所がないかを確認しながら歩いてみることをお勧めします。１８時前に帰宅する場合でもお迎えをすることは可能です（お迎えができるのはあらかじめ学童クラブに連絡した方のみになります）。

Ｑ３　学校から学童クラブに１人で行けるか心配です。

Ａ３　入学後しばらくは学童クラブの職員が学区内の学校まで下校の見守りに行きます。その期間に、安全に学童クラブに行くことができるよう職員が支援します。

Ｑ４　学童クラブで勉強は見てもらえますか。

Ａ４　学童クラブでは宿題の声掛けをすることはありますが、学童クラブの職員が勉強を指導することはできませんのでご了承ください。

Ｑ５　保護者は１８時には家に帰りますが、１９時まで学童クラブで子どもを預かってもらうことはできますか。

Ａ５　学童クラブは保護者による保護に欠ける時間に子どもの生活を支援します。保護者が１８時で帰宅する場合は、１９時までお子さんをお預かりすることはできません。

Ｑ６　申請時から就労状況に変更がある場合は、どうすればよいですか。

Ａ６　変更があった場合は、変更届等必要な書類を直ちに提出してください。利用開始後に、塾に通う等の理由で常態として週３日以上の利用がない状況が１か月以上続く等、学童クラブの利用要件に該当しなくなった場合は、その月の末日をもって利用辞退となります。

２ 学童クラブの申請について

Ｑ１　産休中でも利用できますか。育休中でも利用できますか。【８ページ参照】

Ａ１　産休中は学童クラブの利用が可能です。

育休中は原則利用できませんが、「利用待機」がいない学童クラブに限り、３月１０日(水)以降に申請を受け付けます(育児休業中の学童クラブ利用については２５ページをご覧ください)。また、令和９年５月１日までに復帰予定であれば就労の利用要件で一括申請受付期間に申請が可能です。復職後は復職証明書を提出していただきます。

Ｑ２　指定校変更を希望していますが、その場合どの学校区の学童クラブを希望したら良いですか。【１６ページ参照】

Ａ２　指定校変更先の学童クラブを第１希望にご記入ください。指定校変更が決定した結果によって第１希望の学童クラブを変更する場合は、速やかに学童クラブ事業係(０３－３２２８－８８８４)にご連絡ください。

３ 学童クラブの申請書類について

Ｑ１　保育園の就労証明書の様式を学童クラブの申請に使えますか。

Ａ１　保育園と学童クラブでは利用の審査に必要とする情報が異なりますので、学童クラブの様式をお使いください。

Ｑ２　利用申請書は郵送で提出できますか。【１２ページ参照】

Ａ２　郵送は遠方にお住まいの方等、直接提出するのが困難な場合のみにさせていただきます。ご理解の程よろしくお願いします。

４ 選考方法、指数について

Ｑ１　利用基準指数が何点だと学童クラブを利用できますか。自分の利用基準指数を教えてもらえますか。

Ａ１　利用できた指数については、一括申請の結果とともに区ホームページにて公開します。ご自身の指数が知りたい方は、審査通知確認後に学童クラブ事業係(０３－３２２８－８８８４)にお問い合わせください。

その他のＱ＆Ａについて、区ホームページに掲載しています。
以下のＵＲＬまたは二次元コードよりご覧ください。
【URL】https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/faq/asobiba/gakudo01.html



令和９年度　区立（公設民営）学童クラブ

以下の２４施設は、区立(公設民営)学童クラブです。区立学童クラブの利用を希望される方は、本利用案内をお読みのうえ、必要な手続きをしてください。民間(民設民営)学童クラブも含めて、２か所以上の区内学童クラブに同時に申請することはできません。

◎キッズ･プラザ併設の学童クラブです。　　◇学区は参考

No.	学童クラブ名	キッズ	都認証※	定員	電話	所在地	学区(参考)
1	みなみの	◎		100	3381－0162	弥生町4－27－11 みなみの小学校内	みなみの
2	南　台	◎		100	3229－2261	南台3－44－9 南台小学校内	南台
3	中野第一	◎	○	100	3372－0011	本町3－16－1 中野第一小学校内	中野第一
4	桃　園			40	5302－0871	本町2－32－14 朝日が丘児童館内	
5	中野本郷	◎	○	100	未定	本町4－27－3(予定) 中野本郷小学校内	中野本郷
6	谷　戸	◎	○	80	3361－3772	中野1－26－1 谷戸小学校内	谷戸
7	塔　山	◎		80	3363－3578	中央1－49－1 塔山小学校内	塔山
8	桃　花	◎		100	3383－5731	中央5－43－1 桃花小学校内	桃花
9	桃園第二		○	76	3227－5002	中野6－10－6 文園児童館内	桃園第二
10	白　桜	◎		60	5380－2710	上高田1－2－28 白桜小学校内	白桜
11	令　和	◎	○	100	5380－5515	新井4－19－26 令和小学校内	令和
12	新　井			30	5942－9970	新井5－4－17 新井薬師児童館内	
13	江　原	◎		60	3951－6026	江原町1－39－1 江原小学校内	江原
14	江古田	◎		60	3385－7955	江古田2－13－28 江古田小学校内	江古田
15	緑　野	◎	○	63	5345－7471	丸山1－17－1 緑野小学校内	緑野
16	平和の森			80	3388－0015	新井2－48－10 野方児童館内	平和の森
17	北　原			72	5356－8388	野方6－35－13 北原児童館内	北原
18	啓　明			80	5356－8111	大和町2－8－12 大和児童館内	啓明
19	大　和※			74	080-3918-4663	若宮3－54－7 若宮児童館内	美鳩
20	美　鳩	◎		100	3330－5921	大和町4－26－5 美鳩小学校内	
21	鷺の杜	◎		100	3223－1075	鷺宮4－7－3 鷺の杜小学校内	鷺の杜
22	西中野		○	40	6383－0165	白鷺3－15－5 西中野児童館内	
23	武蔵台	◎		80	3970－0440	上鷺宮5－1－1 武蔵台小学校内	武蔵台
24	かみさぎ			74	3998－9518	上鷺宮3－9－19 かみさぎ児童館内	上鷺宮

※各学童クラブの定員及び電話番号については今後変更となる可能性があります。

区ＨＰ▶

※東京都認証学童クラブ事業を取得した施設です。詳細は区ホームページをご確認ください。

※大和学童クラブは、大和西児童館の改修に伴い若宮児童館(中野区若宮3-54-7)内で運営していますが、工事の完了に伴い、令和9年7月20日から大和西児童館内(中野区大和町4-14-9)での運営を再開する予定です。なお、現在の電話番号は7月19日までとなり、7月20日からは(03-3330-5399)をご利用ください。

Ⅷ　民間（民設民営）学童クラブについて

1　民間（民設民営）学童クラブについて

民間(民設民営)学童クラブは、中野区の補助を受けて運営を行っています。学童クラブの利用対象は、区立学童クラブと同様で保護者の就労等の理由により放課後に適切な保護を受けられない児童です。利用を希望する場合は、各学童クラブへ直接お問い合わせください。

2　区立学童クラブとの主な違い

	区立（公設民営）	民間（民設民営）
開設日	月曜日～土曜日、学校休業日 【詳細は１ページ参照】	月曜日～土曜日、学校休業日
開設時間	放課後から１９時まで 学校休業日は７時３０分から１９時まで	放課後から２０時まで 学校休業日は８時から２０時まで （一部異なる施設あり）
保育料	月額５，６００円(児童１人につき)	月額５，６００円(児童１人につき)
運営場所	学校内専用施設、児童館内	空き店舗、ビルの一室等
申請先	電子申請、中野区役所７階窓口 各区立学童クラブ	各民間学童クラブ
第１期 申込期間	令和８年１１月１３日(金)から 令和８年１２月１１日(金)まで	学童クラブごとに異なる
第２期 申込期間	令和９年１月３０日(土)から 令和９年２月１０日(水)まで	令和９年１月３０日(土)から 令和９年２月１０日(水)まで
申請前 説明会	実施あり(参加任意)	学童クラブごとに異なる （参加必須の場合あり）
申請書類	区ホームページで公開	学童クラブごとに異なる （区ホームページで公開）
翌年度審査	毎年度申請、審査	毎年度申請 （在籍児童優先の施設あり）
育児休業中 の申請	３月１０日(水)から受付可	第１期申請から受付可 （詳しくは各学童クラブにお問合せください）

※区立(公設民営)と民間(民設民営)の併願はできません。

3　学童クラブごとの状況

学童クラブ名	在籍児童 優先受付	説明会 有無	第１期申込期間	特色
コンビプラザ中野南台 キッズクラブ	あり	あり （任意）	令和８年１１月９日(月)～ 令和８年１２月１８日(金)	学年交流が盛ん 長期休業中の外出行事
トレジャーキッズクラブ 中野新橋校	あり	なし	令和８年１１月１３日(金)～ 令和８年１２月１１日(金)	クッキング、工作、実験 夏休みの宿泊や遠足行事
ウィルキッズフィールド 中野　宮園クラブ	あり	あり （必須）	未定(１０月～１１月中に 説明会を２日開催予定)	課外活動やアクティビティ 習い事の実施
学童保育じゃんぷ 中野中央クラブ	あり	あり （任意）	令和８年１１月２８日(土) １０時～１２時	ダンス！習字！英語ができる 遠足や手作りおやつ
ブロッサムキッズ 中野桃園クラブ	あり	なし	令和８年１１月１３日(金)～ 令和８年１２月１８日(金)	車両での送迎 電子連絡帳の活用
(仮称)アスク学童 上高田	なし	あり （任意）	令和８年１１月１３日(金)～ 令和８年１２月１１日(金)	幼稚園連携で安心の環境 職業紹介型探究学童
にじいろ　はくおう	あり	あり （任意）	令和８年１１月２０日(金)～ 令和８年１２月１８日(金)	手作りおやつが豊富 プレーパークへの参加
キッズボイス学童クラブ 新井薬師前校	あり	あり （任意）	令和８年１１月９日(月)～ 令和８年１２月４日(金)	キッザニアへの遠足 ロボット習い事教室
中野江原こどもクラブ	あり	なし	令和８年１１月１３日(金)～ 令和８年１２月１１日(金)	季節の行事、遠足の実施 勉強時間の確保
にじいろ　江古田の杜	あり	なし	令和８年１１月２０日(金)～ 令和８年１２月１８日(金)	系列学童クラブとの合同イベント
中野区民間学童クラブ ピノキオハウス	なし	なし	令和８年１１月１３日(金)～ 令和８年１２月１８日(金)	アットホームな少人数学童 併設保育園とのイベント
にじいろ　のがた	あり	なし	令和８年１１月２０日(金)～ 令和８年１２月１８日(金)	旧小学校内での運営 卓球大会やオセロ大会等
キッズボイス学童クラブ 平和の森校	あり （要相談）	あり （任意）	令和８年１１月９日(月)～ 令和８年１２月４日(金)	キッザニアへの遠足 施設内にボルダリング壁
ウィルキッズフィールド 中野　野方クラブ	あり	あり （必須）	未定(１０月～１１月中に 説明会を２日開催予定)	課外活動やアクティビティ 習い事の実施
明日葉学童クラブ鷺宮	なし	あり （任意）	令和８年１１月１３日(金)～ 令和８年１２月１１日(金)	学年交流が盛ん 英会話、スポーツイベント
学童保育じゃんぷ 鷺宮クラブ	あり	あり （必須）	令和８年１１月１４日(土) 予定	学童でプログラムが学べる！ 様々なイベント盛り沢山！

令和９年度　民間（民設民営）学童クラブ

以下の１６施設は、民間(民設民営)学童クラブになります。民間(民設民営)学童クラブは、申請期間、申請書類等が区立(公設民営)学童クラブとは異なり、電子申請もできません。希望の学童クラブに確認のうえ、直接お申し込みください。

No.	学童クラブ名	定員	都認証※	電話	所在地	学区(参考)
1	コンビプラザ中野南台 キッズクラブ	35		5342－1730	南台３－６－17 クリスタルコート88　2階	みなみの 南台
2	トレジャーキッズクラブ 中野新橋校	40	○	3375－0228	弥生町２－10－1霜田ビル2階	中野第一 中野本郷
3	ウィルキッズフィールド 中野　宮園クラブ	35	○	5358－9734	中野1－55－3フェリスビル2階	谷戸 （塔山）
4	学童保育じゃんぷ 中野中央クラブ	33	○	6382－6375	中央5－40－18キャピトル丸山2階	桃花
5	ブロッサムキッズ 中野桃園クラブ	41		6382－8510	中野３－49－21 第二中野田村ビル1･2階	桃花 平和の森
6	(仮称)アスク学童上高田		○	未定	上高田1－35－29　徳育幼稚園内	桃園第二
7	にじいろ　はくおう	41		3386－1301	上高田1－17－5	白桜
8	キッズボイス学童クラブ 新井薬師前校	40	○	5343－6022	新井5－27－1アールウェイ2階	令和
9	中野江原こどもクラブ	41		3950－0517	江原町２－19－5 エクセレンス逢夢101	江原
10	にじいろ　江古田の杜	48		5942－5305	江古田３－14－1 プライムメゾン江古田の杜ウエスト2階	江古田
11	中野区民間学童クラブ ピノキオハウス	28	○	5318－5405	丸山1－6－3	緑野
12	にじいろ　のがた	80		5942－6002	沼袋３－13－2旧沼袋小学校内	緑野 平和の森
13	キッズボイス学童クラブ 平和の森校	30	○	5343－5060	新井３－16－7	平和の森
14	ウィルキッズフィールド 中野　野方クラブ	30	○	5356－6651	野方5－28－5市村ビル2階	北原 啓明
15	明日葉学童クラブ鷺宮	40	○	3223－8106	鷺宮4－37－14	鷺の杜、武蔵台 上鷺宮
16	学童保育じゃんぷ 鷺宮クラブ	40	○	5848－8457	鷺宮5－24－23	武蔵台 上鷺宮

※東京都認証学童クラブ事業を取得した施設です。詳細は区ホームページをご確認ください

※現在開設中のにじいろほんごう学童クラブ、にじいろなかの学童クラブ、
　にじいろあいロード学童クラブは、令和8年度末をもって閉設します。

区ＨＰ▶

中野区内の児童館、キッズ・プラザ、学童クラブ



●・・・小学校

●・・・小学校内区立学童クラブ・キッズ・プラザ

■・・・児童館内区立学童クラブ

▲・・・単独児童館・ふれあいの家

■民設民営学童クラブ

1 ・・・コンビプラザ中野南台キッズクラブ
2 ・・・トレジャーキッズクラブ中野新橋校
3 ・・・にじいろほんごう学童クラブ　※令和8年度末で廃止予定
4 ・・・ウィルキッズフィールド中野宮園クラブ
5 ・・・学童保育じゃんぷ中野中央クラブ
6 ・・・ブロッサムキッズ中野桃園クラブ
7 ・・・にじいろなかの学童クラブ　※令和8年度末で廃止予定
8 ・・・にじいろはくおう学童クラブ
9 ・・・にじいろあいロード学童クラブ　※令和8年度末で廃止予定
10 ・・・キッズボイス学童クラブ新井薬師前校
11 ・・・中野江原こどもクラブ
12 ・・・にじいろ江古田の杜学童クラブ
13 ・・・中野区民間学童クラブピノキオハウス
14 ・・・にじいろのがた学童クラブ
15 ・・・キッズボイス学童クラブ平和の森校
16 ・・・ウィルキッズフィールド中野　野方クラブ
17 ・・・明日葉学童クラブ鷺宮
18 ・・・学童保育じゃんぷ鷺宮クラブ

※桃園第二小学校区には民間学童クラブを新設予定です。

HP 版はこちらから
ご覧になれます。

学童クラブ以外の放課後の居場所、過ごし方

児童館、キッズ・プラザ

中野区には子どもたちの放課後の居場所として学童クラブのほかに、児童館とキッズ・プラザが設置されています。児童館やキッズ・プラザは、子どもたちを見守る大人がいて、子どもたちの体験の幅を広げる活動や事業を通して子どもたちの成長を支える場です。子どもたちが、放課後を安心して過ごす場として活用することを是非ご検討ください。

各施設の様子は
こちらの動画から ▶ 【URL】https://www.youtube.com/watch?v=hXpaNJPHJEw

		児童館	キッズ・プラザ	学童クラブ
利用対象		０歳から１８歳まで	中野区在住、在学の小学生	中野区在住で、放課後家庭で適切な保護を受けられない小学生
利用料		無料	無料	有料(月５，６００円、おやつ代含む)
開設日時	月曜～金曜	各児童館の開館日時はホームページで確認 URL:https://x.gd/JsKJC	当該小学校の授業終了時～１８時	当該小学校の授業終了時～１９時 民設民営は２０時まで
	土曜(授業あり)			
	土曜(授業なし) 学校休業日		８時３０分～１８時	７時３０分～１９時 民設民営は８時～２０時
利用方法		○一度帰宅してから利用 ○家庭での約束による自由な利用 ○施設の出入りは自由 ○各児童館の様子はこちらの動画から URL:https://x.gd/smtkS	○放課後直接利用、帰宅後利用のどちらも可。 ○入退館管理システム※で、保護者は子どもの利用の有無を把握できる。 ○家庭での約束による自由な利用	○担当の職員が、登録児童の出欠や生活面を把握し保護をする。 ○連絡帳で、子どもの状況や利用日時等を保護者と確認する。 ○塾や習い事等に行く時は、早退となる。
お弁当、おやつ		○お弁当やおやつはご相談に応じて食べるスペースを提供する。 （児童館によって対応は異なる。）	○おやつを食べることはできない。 ○お弁当は決められた時間に食べることができる。	○おやつの提供あり。 ○お弁当は決められた時間に食べる。
緊急時の対応		○体調不良やけが等は、症状によっては保護者に連絡しお迎えがあるまで保護する。緊急を要する場合は、病院へ付き添うこともある。 ○災害等の場合は、子どもの安全を確保できる対応を行う。		

※ キッズ・プラザ及び学童クラブは、利用証をカードリーダーにかざすことで登録したメールアドレスに入退室の状況がメール配信されます。